



ユニセフCRE実践記録

子どもの権利が守られた学級づくり

「私たちの学級憲章」を

つくってみよう!



はじめに

日々、学校や園で子どもたちの教育に携わるみなさま。「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」についてご存知でしょうか。この条約は、1989年に第44回国連総会において全会一致で採択されました。2022年7月現在、全世界で196の国と地域が締約する、世界でもっとも広まった人権条約です。日本も1994年にこの条約を批准しました。日本の子どもたちにとって、とても大切な条約です。子どもの権利は、一人一人が生まれながらに無条件にもっています。そしてだれもその権利を奪うことはできません。



子どもたちが一日の多くの時間を過ごし、学力だけでなく、身心の健やかな発達のためにも重要な役割を担う学校・園。日本ユニセフ協会は、教育現場における子どもの権利の推進を願い、「Child Rights Education(CRE): 子どもの権利を大切に教育」を提唱しています。子どももおとなも共に子どもの権利について学び理解を深めること。そして子どもの権利があらゆる面で守られた教育環境をつくること。自らの尊厳が守られた環境で、子どもたちが健やかに、そして可能性を十分に伸ばしながら成長できる学校・園づくりを目指します。

このCREの具体的な取り組みの一つとして紹介しているのが、「子どもたちの権利が守られる学級憲章（学級目標）」づくりです。まず「子どもの権利条約」を通して、子どもの権利とは何かを学びます。この条約に謳われている内容や精神をこれからの一年間を過ごす学級の目標に取り入れ、子どもたち一人一人の大切な権利が守られる学級を、先生も子どもたちも共に考えながらつくっていきます。

令和4年度には、この取り組みに賛同いただいた西東京市立保谷小学校の先生方が、子どもたちの権利を大切に学級目標づくりを実践してくださいました。全国学級経営研究会の会長を務めておられた校長先生のもと、学級経営に子どもの権利の視点を取り入れる試みとして行われた、「子どもの権利条約」を土台とした学級目標づくり。そのようすを実践記録としてご紹介いたします。

子どもたちの健やかな成長のために、ぜひこの事例を参考にしてみてください。「子どもたちの権利が守られる学級憲章（学級目標）」づくりが広く実践されていくことを願っています。

目次

はじめに	1
子どもの権利が守られた学級づくり 「私たちの学級憲章」をつくってみよう!	2
実践記録: 私たちの権利を大切に学級目標をつくろう!	
1時間目 「子どもの権利条約」を通して 子どもの権利を知ろう!	3
どんな権利があるのかな?	
2時間目 選んでみよう!	5
よい学級をつくるために、どの条文が大切? どんなクラスにしたい?	
3時間目 書いてみよう!	6
みんなで選んだ条文をもとに、学級目標をつくろう	
学級目標を掲示しよう!	8
校長先生&先生方からのコメント	
付録「子どもの権利条約」第1～40条	9
日本ユニセフ協会抄訳	

冊子内写真 ©日本ユニセフ協会



子どもの権利が守られた学級づくり

「私たちの学級憲章」をつくってみよう!

ユニセフの提唱する「子どもたちの権利が守られる学級憲章（学級目標）」づくりは、先生も子どもたちも共に「子どもの権利条約」を通して子どもの権利について学ぶところから始まります。つぎに、一人一人の権利が大切にされる、みんなにとって過ごしやすく学びやすい学級をつくるために、自分たちにできることは何か、また権利を尊重することとはどんなことか、先生と子どもたちが共に考え、「学級憲章（学級目標）」としてまとめていきます。子どもたちが主体的に考え行動する力を養うとともに、自分だけでなく他者の権利にも目を向ける機会になります。みんなの尊厳が守られる、だれもが安心して過ごし成長できる学級づくりを目指します。

「学級憲章」づくりのプロセス

1 権利を知ろう

まず、自分のもっている権利を知ることから始めよう。「子どもの権利条約」にはどんな権利が定められているのか、またこれらの権利を自分もそして同級生ももっていることを学ぼう。



2 選んでみよう

自分たちの学級をよくしていくためには、どの権利が特に大切であるか考え、選んでみよう。選んだ権利を自分たちのために、またみんなのために、どのようにして守っていけるか考えよう。



3 書いてみよう

選んだ条文をもとに、自分たちの言葉で「学級憲章」をつくってみよう。「学級憲章」の内容が「子どもの権利条約」に沿っているか、ふりかえりながら考えよう。該当する条文を添えるのもよい。



4 掲示しよう

できあがった「学級憲章」を、教室のみんなから見える場所に掲示しよう。また「学級憲章」を定期的にふりかえり、よりよい学級をつくっていくために話し合いを続けていこう。



POINT

「学級憲章」は「学級目標」とは違うの?

日本では、多くの学校で、年度のはじめに「学級目標」をつくり、それに基づいた行動を呼びかけます。学級目標は、どんな学級で過ごしていきたいか、という児童生徒のイメージや願いから、学級内の話し合いのもとで作られることが多いようです。たとえば、「暴力はいやなものだから暴力のないクラスがよい」など、児童生徒の生活体験から生み出されることが多いのではないのでしょうか？ また、ときには学級内の和や絆を導くことが目的とされ、それを乱すような行動は、学級目標に反するとしてとがめられるようなことがあるのかもしれない。

ここで私たちが呼びかけている「学級憲章」は、前提として学級の一人一人が、それぞれ大切にされるべき「子どもの権利」をもつ存在である、という認識から出発します。自分はどのような権利をもつ存在なのかを知り、同じ権利を学級の全員がもっていることを認識します。そのうえで、特に自分たちの学級の中で守られにくい権利、あるいは、大切にしたい権利はどんな権利かを話し合い、その権利が実現される学級像を学級憲章にまとめていく、というプロセスをとります。できあがったものは、もしかすると以前から作ってきた学級目標と似通ったものになるかもしれま

せん。しかし、その背景には「児童生徒の個々の権利を尊重し、一人一人が大切にされる学級をつくる」という明確な拠り所(=「子どもの権利条約」)のある目的が存在します。

もちろんこのような「子どもの権利」をベースにしたプロセスを経て「学級目標」をつくるのであれば、あえて「学級憲章」という言葉を用いる必要はありません。私たちの願いは、日本の学校になじみの深い学級目標づくりを、「子どもの権利」や人権に対する理解、そしてその権利を実現する実践の機会としていただくことです。

こうしたプロセスを経てできあがった「学級憲章」や「学級目標」は、1年間を通じて実践することで大きな意味が生まれます。時には、互いの権利がぶつかり合うこともあるでしょう。そのときに、私たちの学級は何を大切にしようとしてきたのか、どうしたら互いの権利を尊重しながら、折り合いを見つけていくことができるのか、対話を繰り返してその局面を乗り越えていく。そんな経験が人権を尊重できる人としての成長につながると思います。



実践記録

From 西東京市立保谷小学校

私たちの権利を大切に 学級目標をつくらう！



西東京市立保谷小学校では、4・5・6年生から1クラスずつが参加して、年度初めの学級目標づくりに「子どもの権利条約」が定める子どもの権利の内容を取り入れる取り組みを行いました。学級活動の時間を3コマ活用した実践の記録です。

1
時間目

「子どもの権利条約」を通して子どもの権利を知ろう！ どんな権利があるのかな？

めあて 子どもの権利について理解を深める。大切だと思う権利、守られている権利や守られていない権利の話合いを通じて、「子どもの権利条約」が定める具体的な権利について知り、自分たちとのつながりを考える。

準備したもの ・選択した条文カード
掲示用1セット
手元用カード(児童数分)

10
min

「子どもの権利条約」を知っていますか？

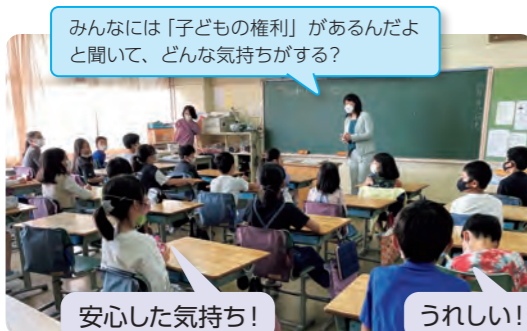
1時間目の最初に、日本ユニセフ協会のスタッフが8分ほど、子どもの権利について話しました。

ユニセフ 「みんなが元気に大きくなるためには何が必要でしたか？」



「食べ物!」「お金」「病院」「愛?」「友達かな」「先生も」...

ユニセフ 「生きるために必要な衣食住のほかにも、いろいろなことを学んだり、お話を聞いてもらったりなども、自分らしく生きていくためには大切なことです。子どもたちが、人間らしく、幸せに生きられ、健康に成長していくために必要なものやことを「子どもの権利」といいます。みんながどんな権利をもっているのかは「子どもの権利条約」という国際的な法律に書いてあります。日本もこの条約に入っているのだから、ここに書かれている権利は、ここに一人一人が持っている権利です。みんながあってほしいと思う権利も書かれているのでしょうか？ この権利は生まれながらにみんなにあるもので、だれも奪い取ることはできません。どんな権利をもっているのか、学んでいきましょう!」



みんなには「子どもの権利」があるんだよと聞いて、どんな気持ちがある?

安心した気持ち!

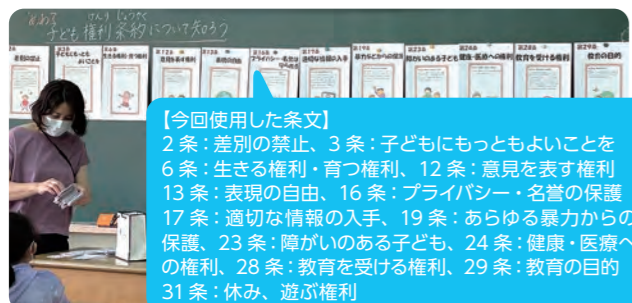
うれしい!

15
min

一番大切だと思う権利を見つけてみよう

具体的な子どもの権利について書かれているのは「子どもの権利条約」の1~40条。すべてを扱おうとすると時間がかかりすぎるため、今回は、先生方が相談して13個の条文にしばって話し合いを進めることにしました。(各条文の内容はP.9-10を参照。読みたい人は全40条も読めるように『子どもの権利条約カードブック』を配布)

今日の授業で考える13個の条文を紹介



【今回使用した条文】
2条:差別の禁止、3条:子どもにもっともよいことを、6条:生きる権利・育つ権利、12条:意見を表す権利、13条:表現の自由、16条:プライバシー・名誉の保護、17条:適切な情報の入手、19条:あらゆる暴力からの保護、23条:障がいのある子ども、24条:健康・医療への権利、28条:教育を受ける権利、29条:教育の目的、31条:休み、遊ぶ権利

13個の条文が書かれたカードが一人一人に配られます。最初は1人でカードを読みながら、自分の大切にしたいカードを選びます。その後、2人あるいはグループで話し合い、発表します。

1人でカードを選ぶ

2人あるいはグループで話し合い



〈大切だと思う権利〉

- 「命がなければ遊ぶことも勉強もできない」6条
- 「遊ばないと気がすまない!」31条
- 「差別で死んじゃう人もいる」2条
- 「勉強すれば人生で選べる道が広がる」28条
- 「言いたいことを言えないと抱え込んでしまう」13条
- 「生きていくには全部必要!」



15
min

守られていると思う権利 守られていないと思う権利

この13個の権利のうち、十分に守られていると思う権利と、あまり守られていないと思う権利を選んでみましょう。まずは1人でカードを読みながら考え、その後、守られていると思う権利について、2人もしくはグループで話し合います。

〈守られていると思う権利〉

- 「生きていて、育ててもらって、幸せだから」6条
- 「休んだり遊んだりしても理由なしにダメと言われない」31条
- 「人と違う意見を言っても差別されないから」2条
- 「適切な情報が手に入るから。ほかの国は違うと聞いた」17条
- 「いま、自分のその力(表現)が伸びていると思うから」13条
- 「言いたいことを言えるから」12条



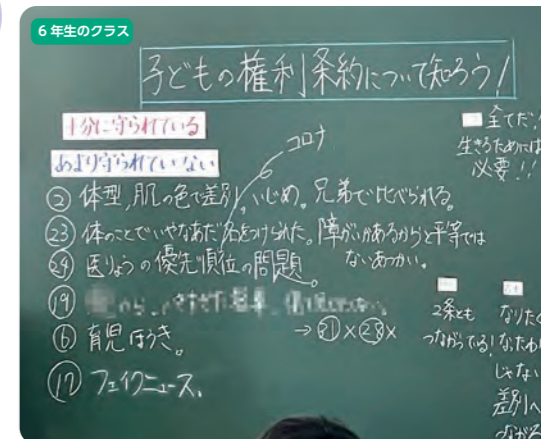
つぎに、この権利は守られていないんじゃないか、と思う権利について話し合いました。

多くの意見が発表され、自分に関わるだけでなく、ニュースやおとな、友だちから見聞きしていることなどへ話題が広がります。特に制限をかけることなく、自由に意見を発言し合う場となりました。

※安心して発言できる環境があるクラスでは、自分の経験を告白するような場面も出てきます。無理に話さなくてよいことやプライバシーについての説明、その後のフォローなどにご配慮ください。

〈守られていないと思う権利〉

- 「暴力をふるう人を見る」「親から虐待される子もいると聞いたことがある」19条
- 「ウクライナの子どもたちは守られているのか心配」24条
- 「自分の意見は友だちと違うのに、友だちの意見に合わせて自分の意見を言えない人もいる」12条
- 「テレビでお母さんの代わりに介護をしたり家事をしたりする子がいると聞いた」31条
- 「(コロナで)医療の優先順位って順番つけるのはよくない」24条
- 「いやなあだ名で呼ばれた」「体形や肌の色で差別されるのはいけない」2条
- 「きょうだいで比べられていやだ」2条
- 「育児放棄があると聞いた」6条
- 「障がいがあるなしで分けること自体がおかしい。みんな同じはず」23条



5
min

1時間目のまとめ

大変活発に、幅広い意見が交わされたことに、どの学年の先生も子どもたちを称賛しました。このあとは、クラスの中でのことに焦点をしばって、特に守られていない権利やその権利をどう守るかについて話し合いを進め、学級目標づくりを進めようと、次の時間のめあてが伝えられました。

終了

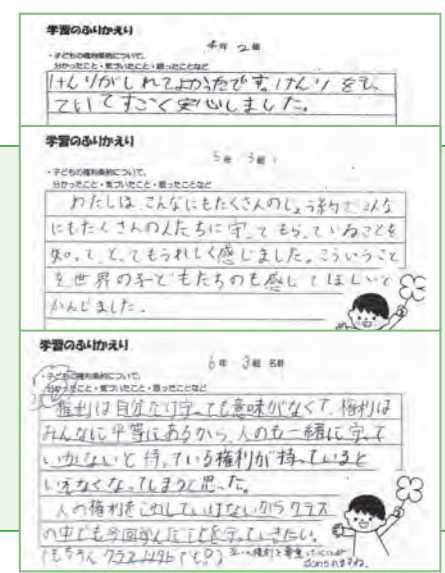
授業後の児童の感想



「子どもにけんりがあるなんておもいませんでした。どれも大切で、特にさべつくんしは大事だと思います」(4年生)

「私たちはけんりなどは大人より少ないかと思っていました。けれど私たちは、世界に守ってもらえていると知り、あんしんしました」(5年生)

「子どもの権利条約があることで、子どもの自由があるんだなと思った。いまこのことを勉強できるのも、28条〈教育を受ける権利〉などが守られているのだなと思った。でも、世の中では守られていない時もあるんだなと知った。だから守って広めることに力を入れたい」(6年生)



2
時間目

選んでみよう！よい学級をつくるために、どの条文が大切？どんなクラスにしたい？

めあて 自分たちの学級づくりのために特に大切な「子どもの権利条約」の条文を選び、選んだ権利を自分のために、そしてみんなのために、どのように守っていくかを考える。

準備した
もの
・ 選択した条文カード
掲示用1セット
手元用カード(児童数分)
・ 模造紙、色ペン、のり

2時間目からはいよいよ学級目標づくりに向けての具体的な話し合いが始まります。前回の授業のふりかえりのあと、「子どもの権利条約」のカードを見ながら、これからの一年間、一人一人の権利が大切にされるクラスをつかっていくために、どの権利が特に大切か、どのようにみんなの権利を守っていくか、具体的に考えていきます。先生たちも一緒に、そして子どもたちの成長過程に合わせて、グループでの話し合いを中心に授業は進みます。

4年生



4年生は、学級目標をつくるために大事だと思う9つの条文を、子どもたちが中心に選びました。前回の授業もふりかえりながら、それらの条文をもとにどんなクラスにしていきたいかをグループで話し合い、条文のカードを見ながら画用紙にまとめていきます。先生からは「～しない、～のない、という否定形ではなく、なるべくプラスの言葉を使った目標を考えていきましょう」という声かけもありました。

子どもたちからも、自由にいろいろな意見が出てきます。

「みんながそれぞれの意見をもっているから、みんなが意見を言えるとよいクラスになりそう」12条
「あそびは健康にいいし、体がつらい時には休めるクラスがいいね」31条
「きつく言わずに、やさしく声をかけあえるといいよね」19条
「勉強もだいじ。みんなが勉強しやすいクラスにしたい」28条



4年生のクラスが選んだ条文:2・6・12・13・19・24・28・29・31条



5年生



5年生は、まず「子どもの権利条約」の13個の条文(P.3参照)について復習。その中から子どもたちが「あまり守られていない」と感じている5つの権利を中心に、それぞれの権利が学校生活の中で、どんなふうに守られていないか、そしてどのようにしたらそれらの権利を守れるようになるか、グループごとに模造紙を広げて考えていきました。

いろいろな意見がすぐに出てくるグループもあれば、言葉にする前にまずはじっくり考えるグループもあり、それぞれのペースで進みます。見つけた課題やクラスをよくするためのアイデアが、ひとつだけでなくいくつかの条文に関係することに気づくなど、新しい学びがたくさんありました。先生も各グループを回り、時にはヒントを出しながら一緒に考えます。



選んだ条文を中心に、みんなの意見や思いが模造紙の上でつながっていきます。



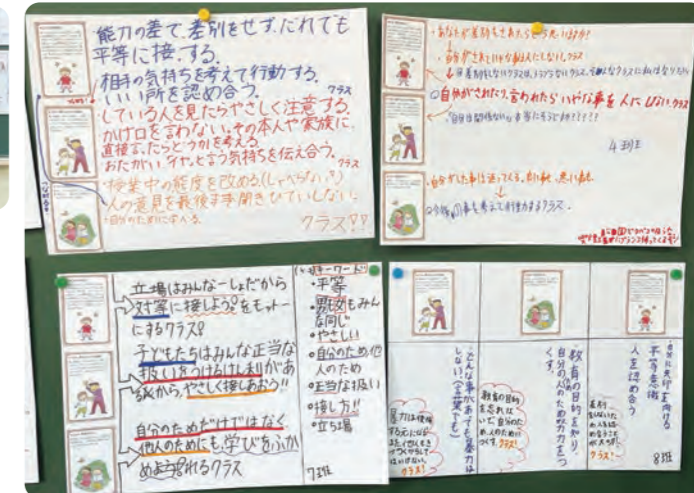
子どもたちの話し合いから

2条:差別の禁止・12条:意見を表す権利
「クラスで目立っている人が優先されているよね」「ほかの人の意見に左右されて、自分の意見がなかなか言えない」「みんながいろいろな意見を聞くようにすることが大事じゃない?」「勇気をもって自分の意見を言うようになるといいよね」

19条:あらゆる暴力からの保護
「いやなことや気に食わないことがあるときでも暴力はだめだね」「ちょっとしたことで手を出してしまうこともあるよね」「まずはいやだと思わせるようなことをだれかにさせないことが大事だと思う」「いやなことがあったら、人や物にあたらずにだれかに相談できるといいね」

6年生

6年生は、これまでの学習から学級目標づくりに特に大切だと思う条文を3つに絞り(2条:差別の禁止、19条:あらゆる暴力からの保護、29条:教育の目的)、取り組みを進めました。まず選ばれた条文を見ながら、どんな課題があるか、どんなことが大切か、みんなで意見を出し合います。その後、グループで話し合いを進め、条文ごとに「こんなクラスにしたい」というみんなの願いをまとめ、発表しました。



グループごとに発表。クラスのみんなも真剣に耳を傾けます。



写真の中の言葉のほかにも、子どもたちからはさまざまな意見が発表されました。

「みんなの意見を尊重しあえる、仲間外れのないクラス」2条
「暴力で自分の意見を押しつけない。言葉には重みがあると意識する」「自分に関係ないと見過ごさない」19条
「これからの地球や宇宙に貢献するために勉強できるクラス」「何事にも全力でとり組もう!」29条



授業の終わりには、「友だちとの交流の中で自分の考えを深めたり、粘り強く学びに向かうクラス」という、先生が目指すクラス像も伝えられました。

3
時間目

書いてみよう！みんなで選んだ条文をもとに、学級目標をつくらう

めあて これまでの学習をもとに、自分たちの言葉で学級目標を考える。学級目標づくりのために選んだ「子どもの権利条約」の条文をふりかえり、条文の内容に沿っているかを考えていくことも大切。

いよいよ学級目標づくりです。これまでの子どもの権利についての学びや話し合いの内容をふりかえりながら、選んだ「子どもの権利条約」の条文に沿って、目指すクラス像を学級目標としてまとめていきます。子どもたちも先生も一緒に、学級目標に入れる言葉を紡いでいきます。

4年生

4年生のクラスは、これまでの話し合いをもとに、グループごとにどんなクラスにしたいか、選んだ条文とその理由を発表していきました。画用紙には、子どもたちの「こんなクラスにしたい」という願いがたくさん言葉で書かれています。



少し緊張しながらも、一生懸命、自分たちの思いを発表していきます。

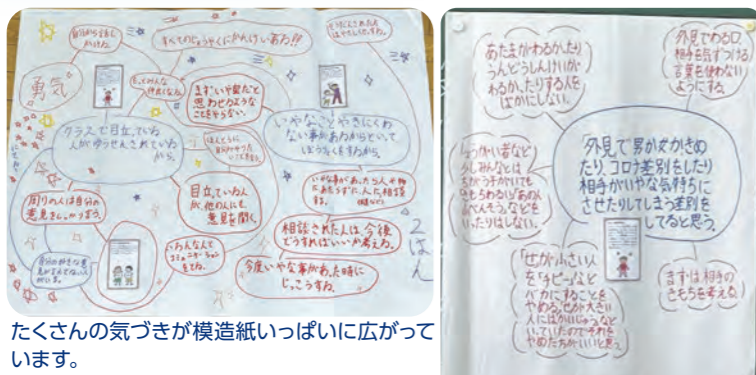
子どもたちからの発表の数々

「いつでもみんなが自由に意見を言えるクラス。理由はだれかひとりの意見でクラスがまわっちゃうといやだから」12・13条
「けんかをしていたらまわりの人が注意をするクラス。理由は近くの人は見ているだけではいけないし、手を出した人にも伝わるから」19条
「みんなで楽しく遊ぶクラス。遊べないとやる気が出なくて勉強もいやになっちゃう」31条
「いじめや差別のないクラス。差別された方もいやだし、得意・不得意に関係なく、みんなが楽しいクラスがいいから」2条



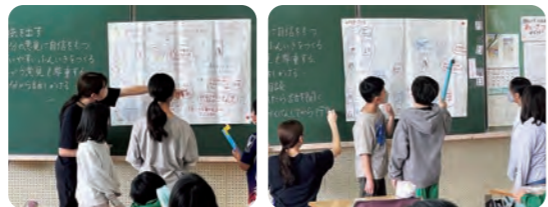
5年生

これまでの学習のふりかえりのあと、5年生もグループ発表を中心に授業が進みました。条文ごとにどんな課題があるか、よいクラスにするためにはみんながどう行動すればよいか、模造紙いっぱい広がったそれぞれの思いを発表していきます。発表を聞きながら、子どもたちから出たいろいろなキーワードを、先生が黒板に書き出していきます。

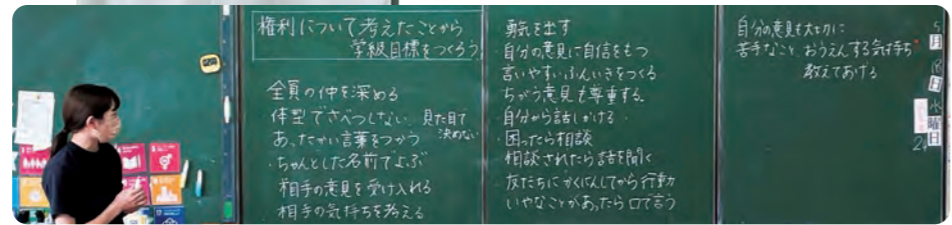


たくさんの気づきが模造紙いっぱいに広がっています。

先生からは「いいアイデアがたくさん出たので、大きな学級目標をひとつ、その下に行動目標をいくつかつくるのはどう？」との提案が。子どもたちも賛成です。



前回までの授業で、守られている権利、守られていない権利について話し合いましたね。今日は、みなさんが守られていないと考えた権利から学級目標をつくりたいと思います。「守られていないことは〇〇だと思いました。そのために△△が大切だと考えました」という形で発表してくださいね。



子どもたちの願いがクラスの目標としてまとまっています。

子どもたちの発表から

「守られていないのは2・16・19条です。守るためには体形で差別しないこと、あつたかい言葉を使うこと、相手がいやがることをしないこと、ちゃんとした名前で呼ぶこと、全員の仲を深めることが大切です」
「守られていないのは、2・12・16・19条です。見た目で決めないこと、何かいやなことがあつたら口で言ったりだれかに相談すること、自分の意見も大切にしながら、ほかの人の意見も聞くようにすることが大切です」



6年生

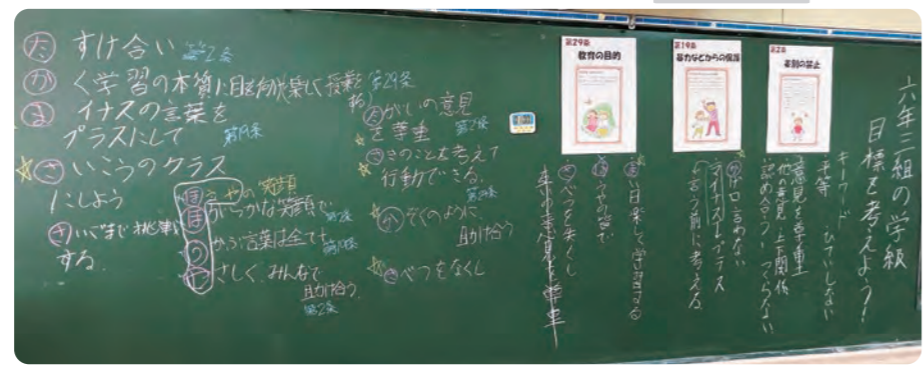


6年生は小学校最高学年らしく、代表委員を中心に子どもたちが主体となって話し合いを進めました。昨年度に続き、ゴロ合わせで学級目標をつくることになりました。グループで話し合ったり、クラス全員でアイデアを出し合ったり。これまでの学びをもとに、時には先生が助け舟を出しながら、みんなで知恵を絞って学級目標の言葉を紡いでいきます。

めあて
前回の発表をもとに、みんなの思いや願いをこめた学級のゴール（卒業までにこんなクラスになれたらいいな）を決めよう!!



クラスからは間違にたくさんの意見が出ます。司会の2人も、初めての取り組みに試行錯誤しながらも真剣にみんなの意見をまとめしていきます。



先生は時に助け舟も出しながら、子どもたちを見守ります。



ノートパソコンも駆使しながら考えます。手元には「子どもの権利条約」カードブックも。



子どもたちから出たアイデアの数々

「たすけ合い、かく学習の本質に目を向け、マイナスの言葉をプラスにして、さいごうのクラスにしよう。」
「ほがらかな笑顔で、うかが言葉は全部プラス、やさしくみんなで助け合う。」
「たがいの意見を尊重し、かげ口を言わない。まい日楽しく学習する。さきのことを考えて行動できる。」

学級目標を
掲示しよう！

いよいよ、各クラスの学級目標ができあがりました！ これからの一年間、この学級目標をふりかえりながら、みんなの権利が大切にされる学級を目指して努力を重ねていきます。

*先生方の担当学年および役職は令和4年度のものです。



4年生

4年生は、5つの学級目標を考え、大きな樹で表現しました。みんなで選んだ9つの条文のカードも添えられています。

学級目標に「子どもの権利条約」というしっかりした根拠ができただけでなく、学級目標づくりの視点が広がったと感じます。たとえば、「教育を受ける権利」や「教育の目的」は、これまでの子どもたちの話し合いや学級目標づくりには出てきたことのない視点でした。子どもたちの中に「自分の力を最大限に伸ばす」という意識が生まれたことは大きな意義のひとつです。「自分の力を最大限に伸ばすためにがんばる」という言葉が、子どもたちから自然に出てくるようになりましたし、子どもたちの学びに対する意欲の向上につながっていると感じます。

4年生担任 濱 先生



5年生

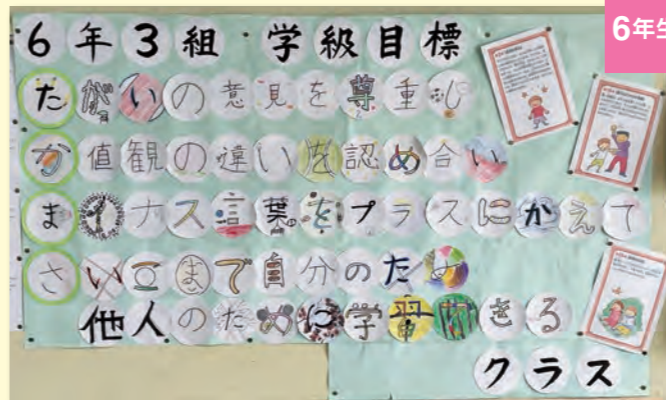


「子どもの権利条約」についての学びを通して、子どもたちは条文の文面を理解するだけでなく、日々の生活の中でもさまざまな気づきが大きく広がっていると感じます。また、今までよりも自信をもって発言し行動できることが増えてきました。子どもたちからも「自分だけでなく、友達のもっている権利を大切にすることを意識しながら生活できるようになった」という声などが聞こえてきます。また、「権利を知ったから道徳の授業でもより深く考えられるようになった」など、ほかの教科とつなげたり、子どもたちがより広い視点で社会を見ることができるようになりました。

5年生担任 高橋 先生



5年生は、大きな目標の下にいくつかの行動目標をつくりました。中心の大きな風船には5つの条文が書かれています。



6年生

6年生は、先生の名前の4文字を使った学級目標をつくりました。みんなで知恵を絞って考えた4つの目標ができました。

自分自身も子どもたちと一緒に「子どもの権利条約」について学べたことに、とても大きな意義があったと感じます。また、子どもたちにとっても、自分たちにも権利があることを知る中で、たくさんの気づきがありました。今まで漠然としたイメージで作られていた学級目標に、世界的にも守られるべき「子どもの権利条約」という基盤ができたことにより、説得力が増し、目標を達成する意義もはっきりしました。子どもたちのいつも以上に主体的に活発にがんばる姿が見られましたし、「子どもの権利条約」の学びは、今後の自分自身の教育活動の軸となっていくと思います。

6年生担任 板木 先生











































校長先生からのコメント

校長 野崎 信行 先生



これまでの学級目標は、子どもたちの経験則から考えられたものでしたが、今回の取り組みでは「子どもの権利条約」を拠り所として、自分の経験と関係づけながら学級目標を考えられたことが、とても意義深いと感じます。学級目標が「子どもの権利条約」に裏付けされた、しっかりしたものになりました。この取り組みは、子どもたちが自らの権利について考えたという意義も大きいと感じます。「子どもの権利条約」について学ぶ機会を通して、自分が権利で守られているということ、そして周りの子も同じ権利をもっていることを知ることは、問題解決力・人間関係形成力・実践力の向上につながります。児童の成長を考える上でも大切な視点だと感じます。

<p>第1条【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。</p> 	<p>第2条【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがひ、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。</p> 	<p>第3条【子どもにもっともよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p> 	<p>第4条【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。</p> 	<p>第21条【養子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。</p> 	<p>第22条【難民の子ども】 自分の国の政府からはく書のをがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。</p> 	<p>第23条【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第24条【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。</p> 
<p>第5条【親の指導を尊重】 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。</p> 	<p>第6条【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p> 	<p>第7条【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらい権利をもっています。</p> 	<p>第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。</p> 	<p>第25条【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。</p> 	<p>第26条【社会保障を受ける権利】 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第27条【生活水準の確保】 子どもは、心やからだやすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要ときは、食べるもの、着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。</p> 	<p>第28条【教育を受ける権利】 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。</p> 
<p>第9条【親と引き離されない権利】 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。</p> 	<p>第10条【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。</p> 	<p>第11条【よその国に連れさられない権利】 国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。</p> 	<p>第12条【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p> 	<p>第29条【教育の目的】 教育は、子どもが自分の持っているのうしろき、さいだいげん、じんげん、へいわ、を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。</p> 	<p>第30条【少数民族・先住民の子ども】 少数民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。</p> 	<p>第31条【休み、遊ぶ権利】 子どもは、やすんだり、あそんだり、ぶんか、げいじゅつ、かぎょう、に参画したりする権利をもっています。</p> 	<p>第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。</p> 
<p>第13条【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。</p> 	<p>第14条【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。</p> 	<p>第15条【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をついたり、集会を行ったりする権利をもっています。</p> 	<p>第16条【プライバシー・名誉の保護】 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。</p> 	<p>第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。</p> 	<p>第34条【性的搾取からの保護】 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p>第35条【誘拐・売買からの保護】 国は、子どもが誘拐されたり、売られ買われたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p>第36条【あらゆる搾取からの保護】 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。</p> 
<p>第17条【適切な情報の入手】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第18条【子どもの養育はまず親に責任】 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。</p> 	<p>第19条【あらゆる暴力からの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】 家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとまどることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。</p> 	<p>第37条【拷問・死刑の禁止】 どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いはしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいはされても、尊厳が守られなければならない扱いを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第38条【戦争からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。</p> 	<p>第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】 虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。</p> 	<p>第40条【子どもに関する司法】 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。</p> 

ユニセフの「子どもの権利」関連資料およびウェブサイトをご活用ください



子どもの権利条約
カードブック
(B5冊子／30ページ)



学習資料 子どもの権利条約
(第1～40条抄訳一覧付き)
(A3／1枚／両面)



CRE
先生のための実践ガイド
(A4巻き折り／6ページ)



先生向け
ユニセフCREハンドブック
(A4冊子／14ページ)



先生方・指導者向け
子どもの権利と
スポーツの原則
(A4冊子／30ページ)



子どもの権利とスポーツの原則
「ユニセフ こどスポ」ウェブサイト
<https://childinsport.jp/kodomo/>



ユニセフ こどスポ 🔍



CREウェブサイト
子どもの権利が守られた学校・園づくり
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/>



ユニセフ CRE 🔍

● 資料をご希望の方は FAX またはメールにてお申し込みください。

冊子名	値段	希望冊数
子どもの権利条約カードブック	1冊目無料／2冊目から60円	
学習資料 子どもの権利条約	無料	
CRE 先生のための実践ガイド	無料	
ユニセフ CRE ハンドブック	無料	
子どもの権利とスポーツの原則	1冊目無料／2冊目から170円	

学校・園名	
ご担当者名 (職)	
ご住所	〒
電話	
Eメール	@

※学校・園からご注文いただく際には送料はかかりません。
実費ご負担分については、資料送付時に同封する振込用紙にて後日送金をお願いいたします。



FAX: 03-5789-2034 Eメール: se-jcu@unicef.or.jp

公益財団法人 日本ユニセフ協会 〒108-8607 東京都港区高輪 4-6-12 ユニセフハウス
TEL: 03-5789-2014 ホームページ: www.unicef.or.jp

発行: 2022年 9月
第2版発行: 2023年10月

